



質 問

- ①相談者： 建設業関係者
- ②相談案件： 廃棄物の混載と混合廃棄物のマニフェスト伝票記載の基本的考え方
- ③相談内容： 建設廃棄物を一箇所の処分先に運搬する際に、分別されてない混廃の場合と、分別された後の物を車両に併せ混載する場合はマニフェスト伝票の記入は異なるか？

回 答

建設廃棄物が混合排出される場合は混合廃棄物として一枚のマニフェスト伝票に記載することが可能。しかし、種類毎に現場分別された物が容器又は仕切りで分離されて積み込まれた場合には、廃棄物の種別毎にマニフェスト伝票を作成記入するのが原則である。

